

<p>○委員長(山本一太君) 次に、小西洋之君の質疑を行います。小西洋之君。</p> <p>○小西洋之君 民進党・新緑風会の小西洋之君です。冒頭、近畿財務局に対して伺わさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>この昼に配信されているニュースでされども、今ずっと議論されておりました森友学園の土地について、国が買戻すこと、そして、建設中の校舎を解体、撤去するなどして土地を返還するよう十二日付けで通知したというニュースが流れておりますけど、この事実関係、事実でしようか。</p> <p>○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。</p> <p>三月十日に森友学園が小学校の認可申請を取り下げましたので、私ども、売買契約上の森友学園の義務が果たせない見込みとなつたということから、今後、国として土地の返還を求める契約上の権利を行ふことになる旨、既に近畿財務局から森友学園にお伝えしたところでござります。</p> <p>○小西洋之君 もう一つ、あるニュースが流れております。</p> <p>大阪の府議会なんですがれども、府議会の自民党議団、安倍総理に伺いたいと思いますけれども、府議団の杉本幹事長という先生が、籠池理事長を府議会に参考人招致するよう議会の議長に申し込みたという報道が流れております。</p> <p>我々民進党は、この間、一貫して籠池理事長の国会招致を求めておりますが、残念ながら自民党</p>
<p>がずっと断り続けているところでございます。杉本幹事長は、国会議員の考えは分からぬが、府議会には府議会の判断があるというお言葉をおっしゃられたそうでございまして、このままでは国権の最高機関が府議会よりも国民の皆さんに対する期待に応えられない事態となつてしまします。</p> <p>○内閣総理大臣(安倍晋三君) 府議会のことは府議会でお決めになることであり、当然でございますが、この当委員会の運営については当委員会でお決めになることであろうと、このように思います。</p> <p>○小西洋之君 委員長にお願いいたしますけれども、今私が申し上げさせていただきましたこの府議会の議長に対する籠池理事長の参考人招致の申入れ、こうした事態を踏まえて、我が予算委員会で籠池理事長の参考人招致をもう直ちに実現するということを委員長にお願い申し上げます。</p> <p>○委員長(山本一太君) 後刻理事会で協議します。</p> <p>○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。</p> <p>○小西洋之君 ありがとうございました。</p> <p>では、関連で、森友学園の土地の問題について伺わさせていただきます。</p> <p>私もかつて十二年間霞が関で、総務省という役所で言わば官僚として働いていたんですけども、様々な政策、事業を担当させていただきまして、たけれども、やはりこの度の売却、その内容、そしてその経緯について、なぜこれほどまでに初めてのこと、あるいは異例のことが次から次へと続いているのです。やはりこの度の売却、その政治の影といふものを感じないわけにはいかないところでござります。現に、鴻池参議院議員、先生でございますけれども、のところに籠池理事長とその奥様が、副理事長が行つたということは、もう公知の事実として明らかになつてゐるところでございます。</p>
<p>○小西洋之君 全く私が聞いたことに答えてください。</p> <p>そのときの対応は、新たな地下埋設物が発見されたので至急対応してもらいたいというのが先方からの御要望でございまして、当方の担当者から</p> <p>の中から、九・九メートルから新しい廃材、廃プラ、廃棄物が出てきて、それをもつて籠池理事長は国が何とかしてほしいという主張を始めたと。そして、その三月十一日から僅か四日後に、財務省の本省に籠池理事長が来られて、財務省本省の国有財産審理室長、審理室長というのは課長クラス、これ財務省のホームページにも載つておりますけれども、財務省幹部として名前が載つてます。その方に面会をされた。そして、その面会ができた経緯というのは、これは民進党のヒアリングで明らかになつたことでござりますけれども、三月十四日、前日ですね、その審理室長の机の上にある固定電話が鳴つて、突然鳴つて、それが籠池理事長の奥様である副理事長からの面会の申込みであった。そして、翌日面会をして、三十分以上、課長補佐と係長、三人で話を聞いたというふうに民進党のヒアリングで当の室長がおつしやつていただけたところでございます。理財局に伺いますけれども、今の事実関係、正しいということでよろしいでしょうか。</p> <p>○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。</p> <p>事実関係はおつしやるとおりでございまして、本件、近財で対応している案件でございますが、各財務局と本省は主な案件につきましては随時連絡をしてございます。本件も、三月十一日に新たに埋設物が出たことについては本省としても承知しておりますのであります。本件も、三月十一日に新たな埋設物が出たことについては本省としても承知しておきましたので、先方から東京に来るときに会いたいということでありましたので、私どもの室長がお会いしたということでございます。</p> <p>○小西洋之君 では、佐川局長に伺います。そのときの面談記録はありますでしょうか。また、局長自身はその面談の報告を受けていますでしょうか。</p> <p>○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。</p> <p>国有財産の売却、規模も含めましてもう区々でございます。大きいような案件につきましては、先ほど申しましたように、各財務局、本省理財局と随時連携を取りながら、何か問題が起きたり課題が顕出したときは連携を取り合いながら対応しているところでございます。</p> <p>いずれにしましても、そういう意味で、本省でどういう方とお会いするかということにつきましては、それはもうそれぞれ相手方、アポイントの内容、区々でございますが、状況に応じて対応しているところでございまして、本件につきましては先方からアボがあつて受けたということで、政治の関与は一切ございません。</p> <p>○小西洋之君 全く私が聞いたことに答えてください。</p>
<p>は、現場の状況をよく確認した上で法令に従つて対応する必要があり、引き続き現地で近畿財務局が大阪航空局と連携して対応をするというふうに応じただけでございまして、そのときの面談記録は残つてございません。</p> <p>○小西洋之君 テレビの前の国民の皆様、この事柄の本質なんですけれども、私もかつて霞が関で働いておりましたけれども、本省の幹部、課長クラスというふうに思つていただいて結構でございます。</p> <p>○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。</p> <p>年間四千件の国有地の売却を財務省は扱つていると、いうことでございますけれども、その一件の当事者の方がその実務責任者である幹部に突然面会を求めてあつて、これは政治のバックがなければ、およそ私の官僚経験、あと霞が関の常識に照らしても不可能だと思ひますけれども、佐川局長、その不思議さ、国民の皆さんに説明いただけますでしょうか。</p> <p>○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。</p> <p>国有財産の売却、規模も含めましてもう区々でございます。大きいような案件につきましては、先ほど申しましたように、各財務局、本省理財局と随時連携を取りながら、何か問題が起きたり課題が顕出したときは連携を取り合いながら対応しているところでございます。</p> <p>いずれにしましても、そういう意味で、本省でどういう方とお会いするかということにつきましては、それはもうそれぞれ相手方、アポイントの内容、区々でございますが、状況に応じて対応しているところでございまして、本件につきましては先方からアボがあつて受けたということで、政治の関与は一切ございません。</p> <p>○小西洋之君 全く私が聞いたことに答えてください。</p> <p>安倍総理に伺いたいと思うんですけども、安倍総理に伺います。安倍内閣は、民間の方がその</p>

連による首都ジュバの治安改善等のための新たなPKO部隊、これは地域保護部隊の増強によりジユバの治安の一層の安定に向けた取組が進みつつあり、また、南スーザン政府は民族融和を進めため国民対話の開始を発表するなど、新たなこれはまさに取組が進展しており、国づくりは新たな段階に入ろうとしているわけでございます。

言わばこれを、この派遣を決定したときと、現在そういう……（発言する者あり）それを聞いておられるんでしよう、その派遣を決定したときと現在との違い、これはまさに分かりやすく説明しろとおっしゃったから今説明しているんじゃないですか。それを三十秒とか四十秒ぐらいではできませんよ、それは。

そうした中で、まさに今回そうした判断をする、また、これはキール大統領との間においてもしっかりととした信頼関係がなければできないわけでございますが、こうした信頼関係の下、今回キール大統領からは高く評価され、そして感謝も示されたわけでありますし、国連、またUNMISからも理解が得られた。これは順当にしつかりと準備をしてこなければできないわけだといふこと、あります。

○小西洋之君 五分、六分の時間を使って、午前中に御用意された答弁をただ読み上げただけでございました。

私が聞いた質問、昨年の撤退継続に使つた理由、あつ、派遣継続に使つた理由、つまり国連の四千人の地域保護部隊、新たなPKOの派遣、創設ですね、それがなぜこの度の撤退の理由になるのか、何もお答えになりませんでした。また、安倍政権がおっしゃられました南スーザンの国内の政治プロセスの進展、それについても何の御説明もございませんでした。

この昨年の派遣継続の考え方、先ほど読み上げた積極的平和主義ですね、それを御覧いただいて分かりますように、ここで言つてることとは、もう南スーザンで、アフリカで起こることは日本の

平和にも関係することだから何が何でもやるんだという、ただそういうことを言つていいだけの文書なんです。それをなぜやめることになつたのかについて何の説明もございません。質問は求めません。質問は求めません。

委員長にお願いがございます。

先ほど私が指摘した二つですね、二つのその矛盾とその積極的平和主義との矛盾の関係について、政府として文書でこの委員会に、なぜ撤退すること、PKOを停止することにしたのか、その理由を文書で出させていただきますよう、質問は求めませんので、私の質問権で。

○委員長（山本一太君） それでは、稻田防衛大臣からまずやりましょう。

今件は理事会で協議をいたします。

○國務大臣（稻田朋美君） 委員長に指名いただきたのでお答えさせていただきますが、この秋のところの基本的な考え方と全く矛盾しないんですよ。全く変わっていないんです。何よりも、野田政権で始められたこの南スーザンの施設部隊の派遣からもう五年が経過をしたんですね。そして、五年のミッションでは、道路補修、それから延べ人數、そして側溝整備、何を取つても歴代一番のことを、実績を上げたんです。

そういう節目であるということと、先ほど総理

が答弁されました、新たな段階に入つて、新たな段階に入つて、この部隊の展開ですね、地域保護部隊の展開も現実になつてきています、国民

対話も現実になつてきているわけであります。そ

れども、このようなやり方は国を譲ります。外

交や安全保障については、常に政府は正直に、正

に、戦争を事変と言ひ換えたように、その歴史が

示しているところです。そのことだけを申し上げさせていただきます。

では、続いて、安倍政権の本質について、森友学園との関連で伺わさせていただきたいと思いま

す。教育勅語の問題でございます。

先日の委員会で稻田大臣が、この教育勅語に流

れていた核心、その道義国家をつくるという精神

について何の説明もございません。質問は求めま

せん。質問は求めません。

委員長にお願いがございます。

先ほど私が指摘した二つですね、二つのその矛

盾とその積極的平和主義との矛盾の関係につい

て、政府として文書でこの委員会に、なぜ撤退す

ること、PKOを停止することにしたのか、その

理由を文書で出させていただきますよう、質問は

求めませんので、私の質問権で。

○委員長（山本一太君） それでは、稻田防衛大臣からまずやりましょう。

今件は理事会で協議をいたします。

○國務大臣（稻田朋美君） 委員長に指名いただきたのでお答えさせていただきますが、この秋のところの基本的な考え方と全く矛盾しないんですよ。全く変わっていないんです。何よりも、野田政権で始められたこの南スーザンの施設部隊の派遣からもう五年が経過をしたんですね。そして、五年のミッションでは、道路補修、それから延べ人數、そして側溝整備、何を取つても歴代一番のことを、実績を上げたんです。

そういう節目であるということと、先ほど総理

が答弁されました、新たな段階に入つて、新たな段階に入つて、この部隊の展開ですね、地域

保護部隊の展開も現実になつてきています、国民

対話も現実になつてきているわけであります。そ

れども、このようなやり方は国を譲ります。外

交や安全保障については、常に政府は正直に、正

に、戦争を事変と言ひ換えたように、その歴史が

ございました。

○小西洋之君 五分、六分の時間を使って、午前中に御用意された答弁をただ読み上げただけでございました。

私が聞いた質問、昨年の撤退継続に使つた理

由、あつ、派遣継続に使つた理由、つまり国連の

四千人の地域保護部隊、新たなPKOの派遣、創

設ですね、それがなぜこの度の撤退の理由になるのか、何もお答えになりませんでした。また、安

倍政権がおっしゃられました南スーザンの国内の

政治プロセスの進展、それについても何の御説明もございませんでした。

この昨年の派遣継続の考え方、先ほど読み上げた積極的平和主義ですね、それを御覧いただいて分かりますように、ここで言つていることは、もう南スーザンで、アフリカで起こることは日本の

とは明らかであります。教育勅語は明治憲法と運命をともにいたすべきものであります。」というふうに言つております。

文科大臣に伺います。この衆参の本会議の決議、文科省として今なお尊重しているというこ

と、そして、このときの趣旨説明の趣旨も尊重、また文科大臣の答弁については今なお引き継がれています。

○國務大臣（松野博一君） お答えをいたします。

教育勅語が失効、法的拘束力を失つたのはその

暗記することが一体何がおかしいのかといったような趣旨の答弁をなさっているところでございません。しかし、初めに、その教育勅語について簡単に……（発言する者あり） じゃ、今のところを。

じゃ、稻田大臣ですけど、二月の二十三日、そこで文科省がおっしゃっている丸覚えさせることに問題があるということに関しては、どうなのか

と思います」というふうにおっしゃつております。

では、教育勅語が我が国の議会政治の中での

ように扱われてきたかでござりますけれども、実は、戦後、衆参の本会議において、教育勅語が排除され、かつ失効確認という本会議決議が成立し

ているところでござります。

文科省として引き継いでいるかということ

でございますが、教育勅語を教育の唯一の根本と

するということに、あつ、根本とすることを否定するということに関しても、歴代文科省で引き継いでいるところでございます。

○小西洋之君 端的にお答えください。この衆参の本会議の趣旨を今なお尊重しているか、もう答弁されていますよ、別の委員会で大臣。そして、かつ、このときの文科大臣の答弁を政府として今まで維持されているか。もうイエスかノーだけ、端的にお願ひいたします。

○國務大臣（松野博一君） 文科大臣の答弁どおりでございます。法的効力が失効しているということと、唯一の根本として扱うことしないということとでござります。

○小西洋之君 じゃ、稻田大臣に伺います。稻田大臣は、三月八日の予算委員会でこのようにおつしやつております。教育勅語の精神であるところの精神、それは取り戻すべきであるというふうにおつしやつております。この考え方は今お変わりになりませんでしょか。

○國務大臣（稻田朋美君） まず、質問にお答えする前に委員に一言申し上げたいのは、私の委員会

の発言を正しく引用してください。今はそうですよ。先ほどの最初に言われた丸覚えがどうのこうの、それは私の、本当に十一年前の新人議員のときの対談のときの、そのときの文章ですよ。今、最初ですよ、最初ですよ、丸覚えのところですよ……（発言する者あり） そうなんですよ。なので、私はそのことは申し上げておきたいというふうに思います。

その上で、今読み上げられた部分については、その点について答弁をしたことは事実でございます。（発言する者あり）

○委員長（山本一太君） ジヤ、ちょっとと速記止めください。

〔速記中止〕

○委員長（山本一太君） 速記起こしてください。

○小西洋之君 ジヤ、ちょっとと次のフリップをお願いいたします。

教育勅語が何かということについて少し議論させていただきたいたいと思います。

これは安倍内閣の前文科大臣、前の文科大臣でございました下村大臣が国会で使っている、教育勅語の考え方として使っている文科省の教育勅語の通釈というものです（ござります）。昭和十五年。ちょっとと読ませていただきます。「朕がおもふに、わが御祖先の方々が国をお擎めになつた」略、「又、わが臣民はよく忠にはげみよく孝をつくし、國中のすべての者が皆心を一つにして代々美風をつくりあげて來た。これはわが國柄の精髄であつて、教育の基づくところもまた實にこゝにあつる。

汝臣民は、父母に孝行をつくし、兄弟姉妹仲よくし、夫婦互に睦び合ひ、朋友互に信義を以て交り、」略しまして「常に皇室典範並びに憲法を始め諸々の法令を尊重遵守し、万一危急の大事が起つたならば、大儀に基づいて勇氣をふるひ一身を捧げて皇室國家の為につくせ。かくして神勅のまことに天地と共に窮りなき宝祚の御榮をたすけ奉れ。かやうにすることは、たゞに朕に対しして忠良な臣民であるばかりでなく、それがとりもなほ

さす、汝らの祖先のこのした美風をはつきりあらはすことになる。ここに示した道は、実に我が御祖先のおのこしになつた御訓であつて、皇祖皇宗の子孫たる者及び臣民たる者が共にしたがひ守るべきところである。」というふうに言つております。

稻田大臣に伺います。三月の八日、先ほど読みました議事録ですけれども、私は議事録を一言一句正確に読み上げております。教育勅語の精神であるところの、日本は道義国家を目指すべきであるというその精神、それは取り戻すべきといふか、それは目指すべきであるということを今も思つてゐるということをございますとおつしゃつております。稻田大臣がおつしゃる、日本は道義国家を目指すべきだという教育勅語の精神は、具体的にどういう箇所をおつしやつてあるんでしょうか。

○國務大臣(稻田朋美君) 私は、その教育勅語の中にも現在にも通用する普遍的な価値であるところの親孝行、兄弟仲よく、まさしく世界から尊敬される国を目指すなど、今でも普遍的な価値があるまさしく不易と流行行うことだということを申し上げたことがあります。

○小西洋之君 国民の皆様、この教育勅語の、文科省の通釈を御覧いただいたらお分かりいただけたと思うんですけれども、これは「朕がおもむくに」、「つまり明治天皇が、二行目の「わが臣民」に國民に渡したものなんですね。それは、「忠にはげみ」、「孝をつくし」、まあ忠孝一致と言われていますけれども、天皇に対しても忠誠を尽くせといふこと、そうしたものが我が國の國柄の精髄で、教育というのはまさにそういうものに基礎を置くというふうに言つております。その後に「父母に孝行をつくし」など言つて、ただ、そうした道徳目は、下線を引いているところですね、万一危急の大事があつたならば、大儀に基づいて勇氣を奮い一身を捧げて、皇國、皇室の国家のために尽くせと、ここに全部流れ込んでいるわけでござります。で、そこから更に三行目、「忠良な臣民で

ある」、かようにすることは忠良な臣民である。つまり、父母への孝行、あるいは兄弟姉妹仲よく、夫婦互いにむつび合いというのは、全て天皇のための忠信。忠良な臣民のための道德律として書かれているところでございます。

ちょっとと石井大臣に伺わせていただきたいんですけれども、明治憲法に第二十八条という条文がございました。信教の自由を定めた条文ではございませんけれども、安寧の秩序を読み上げますね。日本臣民は安寧の秩序を妨げず、また、臣民たるの義務に背かざる限りにおいて信教の自由を有するという条文でございます。この条文の下で戦前の苛烈な宗教弾圧が行われました。

石井大臣は、この明治憲法の第二十八条、信教の自由、日本国憲法の二十条の信教の自由と法的の同じものだとお考えでしようか。

○國務大臣(石井啓一君) 恐縮ですが、突然のお尋ねですでの、私、余り明治憲法のことをよく存じ上げませんので正確にお答えできるかどうかは分かりませんが、明治憲法下と現行憲法下ではやはり違があるのではないかというふうに思つております。

○小西洋之君 丁寧な答弁、ありがとうございました。

稻田大臣を始め安倍内閣の下村元大臣、閣僚の皆さんには、教育勅語の中にもこの普遍的な道德律法があるじゃないか、それはいいことじゃないかなどというふうに言つてゐるんですけれども、教育勅語の中には、残念ながら、我々の現代社会、日本国憲法及び教育基本法の下で行政の閑僚として認め得るような普遍的な道徳律はございません。父母亲への孝行というのではなく天皇への忠信のためでございます。

つまりこういうことなんですね。稻田大臣を始め皆さんはこういうことをおつしやつてある。教育勅語の中には親孝行という今日でも通用するような普遍的な内容も含まれてあるというような主張をされているところでございます。

石井大臣、誠に恐縮なんですが、もう一度伺わ

せていたきます。石井大臣、よろしいでしようか。今御答弁いただいた明治憲法二十八条ですが、れども、明治憲法二十八条には信教の自由という今日でも通用するような普遍的な内容も含まれている、もう一度申し上げます、明治憲法二十八条には信教の自由という今日でも通用するような普遍的な内容も含まれてある閣僚がしたら、石井大臣はこの主張に異を唱えるということでおろしいでしょうか。

○國務大臣(石井啓一君) 恐縮ですが、私は明治憲法詳しく述べませんし、また私の所管外のことでもござりますので、御答弁は控えさせていただきたいと思います。

○小西洋之君 憲法尊重擁護義務は全ての閣僚が負いますので答弁いただきたいところなんですかねども、今申し上げたとおりなんですね。教育勅語の中に親孝行というのが書いてあるのでこれは今の子供たちも学んでよい普遍的なものだというその主張は、例えば明治憲法二十八条に信教の自由というものが書いてあるからその普遍的な内容が、今でも通用するような内容が含まれているというような主張と同じなわけでございます。

ここで安倍総理に伺います。安倍総理、あなたの閣僚、総理の閣僚である稻田大臣の教育勅語に対する見解、先ほどの見解ですね。この道義国家は取り戻さなければいけない、その核心が教育勅語の中にある、また教育勅語を丸暗記することに何の問題があるのか、これらの見解を踏まえて、総理は教育勅語について政治家としてどのような見解をお持ちでしようか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 教育勅語について、私がかつて閣僚として答弁したことがござります。これは教育基本法に関する特別委員会でございまして、私は当時内閣官房長官でございました。

そして、そのとき、当時の議員が質問の中でどのように言われたわけであります。私たちは、子は親に対して孝養を尽くすことを考え、兄弟姉妹は互いに力を合わせて助け合うようにし、夫婦は

て日本国憲法の趣旨に反し、教育基本法の趣旨に反す違憲の答弁ですよ、これ。違憲の答弁ですよ。

じゃ、安倍総理に伺います、安倍総理に伺います。自民党的船田元先生、伝統ある作新学院の学長でございますけれども、船田先生が三月の六日にブログでこのようなことをおっしゃつております。

塚本幼稚園の教育は、教育勅語や、中国や韓国を敵視するスローガンを暗記させるという偏向した教育であり、幼稚園教育要領を明らかに逸脱している。極めて異常である。特定の価値観をしかも暗記という方法で教え込むことは、我々の教育とは真反対にある。過去の歴史が指示示すとおり、国家の崩壊はまず教育の崩壊から始まる。私たちは決して過去の轍を踏んではならないというふうにおっしゃつているところでございます。

安倍総理に伺います。この船田先生の教育者、

そして政治家としての見解についての総理の見解。そして、先ほど答弁、答えられていませんから、明確に答えてください。総理は、学校教育法の下の我が日本国の学校において、幼稚園を含む、教育勅語を丸暗記することが教育として許されていいるところをどう思われますか。二回目です。

明確に答弁ください。

○委員長(山本一太君) 答弁中です。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ちよつと、ちよつと興奮しないでください、少し。
そこでですね、そこでですね、お答えをさせていただきますが、先ほどまことに憲法違反とまで言われたんですから、なぜ憲法違反かということは分からなんですが、憲法違反ではないということをまず答弁させていただかなければですね、総理

大臣としての答弁が憲法違反とまで言われたんですから。

まず、この質疑者の中にあって、ここで私は、この長い教育勅語を全部言うんですねということは、これはよく、十分に私は答弁をするんですけど、これの賛否を求められても、そこをすぐに賛否するという立場にはありませんでしたから、それ十分に私は承知をしていかなかつたわけであります。

塚本幼稚園の教育は、反復練習がどうなのかということもについて私は申し上げたわけであります。

例えば、論語を暗記しますよね。これは土堂小学校でやつっていることなんですが、言わば輪読をしますね、この輪読をしてずっと復唱をする、この輪読をするということの意義、意味について、ちょうどこれは我々、その後、教育再生会議でやることになるんですが、言わばこの教育再生会議で行つて、この輪読の意味、言わば反復練習の意味については私はよく承知をしておりました

から、それについてお答えをさせていただきたいわけでありまして、ですから、それにそう答えることが何でいきなり憲法違反になるのかというの

で、私も驚愕をしているわけでございます。

その上において、では、この幼稚園において教育勅語を、教育勅語について暗記してそれを言う

ということについては、これは文部科学大臣からお答えをさせていただきたいと思います。

○國務大臣(松野博一君) お答えをいたします。

まず、この暗唱という手法が幼稚園教育要領に照らしてどうかということをございますが、幼稚園教育要領において暗唱に関する記載はありませんが、幼稚園の教育は遊びや具体的な体験を通じて、幼児に様々な力が育つよう指導を基本としており、暗唱させるなどの具体的な指導に当たっては

幼児の発達段階を踏まえた適切な配慮をしていくことが必要と考えております。各幼稚園においてどのような教育を行うかは、もう一義的にはそれぞの園で創意工夫をしながら考えていくものであらうかと存じます。

○委員長(山本一太君) 終わりです。

○小西洋之君 十三条という言葉がありましたが、個人の尊厳の尊重という言葉はありませんたけ

の教育勅語の扱いに関しては、もうこれは教育基本法、また現行憲法に照らし合わせて適切にということが当然のこととござりますが、個々の事例に関しての判断は所轄庁である都道府県によってなされるものと承知をしております。

○小西洋之君 安倍総理も文科大臣も、幼稚園での教育勅語の丸暗記について否定をされませんでした。それによれば、論語を暗記しますよね。これは土堂小学校でやつっていることなんですが、言わば輪読をしますね、この輪読をしてずっと復唱をする、この輪読をするということの意義、意味について、ちょうどこれは我々、その後、教育再生会議でやることになるんですが、言わばこの教育再生会議で行つて、この輪読の意味、言わば反復練習の意味については私はよく承知をしておりました

から、それについてお答えをさせていただきたいわけでありまして、ですから、それにそう答えることが何でいきなり憲法違反になるのかというの

で、私も驚愕をしているわけでございます。

安倍総理に最後伺います。憲法違反の理由が分かりないと申しますので、安倍総理に伺います。

○委員長(山本一太君) 安倍内閣総理大臣。時間が来ていますので、短くお願ひします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 分かりました。

言わば、我々は、この日本国憲法の平和主義、そして基本的人権についてしっかりと我々は重要視をしていると、で、主権在民というこの三つの基本的な原理について既に申し上げてきているとおりであります。

また、かつて委員会は十三条の解釈についていろんな議論をさせていただいたところでございまが、もう既に議論をしておりますので繰り返しは避けさせていただきたいと思います。

○委員長(山本一太君) 終わりです。

んでいた……

○委員長(山本一太君) 時間終わっておりますのでまとめてください、小西君。

○小西洋之君 天皇に忠誠を誓うそしした教育は個人の尊嚴の尊重に反する……

○委員長(山本一太君) 小西君。小西君は終了いたしました。(拍手)